

## 八郎瀉町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この補助金は、住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地域経済の活性化及び住環境の質の向上を図るとともに、子育て世帯に対する住宅支援及び空き家の有効活用による定住促進を目的とする。

#### (通則)

第2条 次に掲げる八郎瀉町住宅リフォーム支援事業に係る補助金の交付手続き等については、この要綱の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯（持ち家型）
- (2) 子育て世帯（空き家購入型）
- (3) 移住・定住世帯（空き家購入型）

#### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家 自己又は配偶者が所有する住宅であって、自己居住に供するものをいう。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）・減築などを行うことをいう。
- (3) 増改築 既存の住宅を増築又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (4) 子育て世帯 当該年度の4月1日時点で18歳に達していない子（以下「18歳以下の子」という。）が同居している親子世帯をいう。
- (5) 移住・定住世帯 八郎瀉町外から町内に住所を移動しようとする世帯（町外から町内に住所を移動した日が、空き家を取得した日から3年以内の世帯を含む）をいう。
- (6) 空き家 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅（証明者により空き家であったことが証明できるものに限る。）をいう。
- (7) 証明者 当該空き家を所有していた者をいう。

### 第2章 住宅リフォーム支援事業

#### 第1節 子育て世帯（持ち家型）

##### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、18歳以下の子2人以上と同居している次の1号又は2号のいずれかに該当し、3号を満たす者とする。

- (1) 持ち家の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者

- (2) 親又は配偶者の親が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (3) 補助対象者及び居住者全員が町税及び使用料等を滞納していない者（工事完了後に町内に転居する者については、従前の住所地における市区町村税等を滞納していない者）

（補助対象住宅）

第5条 補助の対象となる住宅は、町内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

（補助対象工事等）

第6条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 町内に本店を有する建設業者と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 当該年度の4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

（補助対象外工事等）

第7条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

（補助金の額等）

第8条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の1.5/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

なお、過去に本要綱による補助金の交付を受けた住宅にあつては、すでに交

付を受けた補助金との合計額で、30万円を限度とする。

2 補助金の交付（第2節及び第3節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

## 第2節 子育て世帯（空き家購入型）

（補助対象者）

第9条 補助金の交付対象となる者は、18歳以下の子と同居し、次の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、前年度の10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者
- (3) 取得した住宅について、過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者又はその配偶者
- (4) 補助対象者及び居住者全員が町税及び使用料等を滞納していない者（工事完了後に町内に転居する者については、従前の住所地における市区町村税等を滞納していない者）

（補助対象住宅）

第10条 補助の対象となる住宅は、町内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

（補助対象工事等）

第11条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 町内に本店を有する建設業者と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 当該年度の4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

（補助対象外工事等）

第12条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事

- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でない認められる工事

(補助金の額等)

第13条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の2/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。なお、補助対象者が移住・定住世帯に該当する者については、3/10に相当する額を限度とし、上限額を60万円とする。

2 補助金の交付（第3節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について一回限りとする。

### 第3節 移住・定住世帯（空き家購入型）

(補助対象者)

第14条 補助金の交付対象となる者は、移住・定住世帯に該当し、次の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、前年度の10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者
- (3) 取得した住宅について、過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者又はその配偶者
- (4) 補助対象者及び居住者全員が町税及び使用料等を滞納していない者（工事完了後に町内に転居する者については、従前の住所地における市区町村税等を滞納していない者）

(補助対象住宅)

第15条 補助の対象となる住宅は、町内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

(補助対象工事等)

第16条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 町内に本店を有する建設業者と工事請負契約を締結するもの。

- (3) 当該年度の4月1日以降に工事が完了し、第22条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第17条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助金の額等)

第18条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の2/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

- 2 補助金の交付（第2節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について一回限りとする。

### 第3章 補助金の交付手続き等

(補助金の交付申請)

第19条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（リフォーム様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号）に、別表1に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の手續において、添付すべき書類の名義が申請者と異なる場合、その名義が配偶者のものである場合に限り申請者の名義によるものと見なして取り扱うことができる。

(補助金の交付決定等)

第20条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を認めたときはリフォーム様式第2-1号により申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の辞退又は申請の取り下げ)

第21条 申請者は、補助金交付の決定を辞退するとき又は申請を取り下げるときは、八郎潟町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定辞退（申請取り下げ）届（共通様式第1号）を町長に届け出なければならない。

- 2 前項により提出があったときは、従前の補助金交付の決定はその効力を失う。ただし

、申請者の配偶者が改めて申請の手続をする場合は、この限りでない。

(事業完了実績報告)

第22条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、当該年度に属する3月15日（当該日が土・日曜日又は祝日にあたる場合は、当該日を経過した直後の平日。）までに、完了実績報告書（リフォーム様式第3号）に、別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。なお、交付決定後に工事内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

(補助金の額の確定等)

第23条 町長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合とすると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付決定額の変更を要するときは、リフォーム様式2-2号により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第24条 補助金は、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(是正のための措置・報告)

第25条 町長は、第22条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

2 町長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(財産の管理)

第26条 申請者は、補助金の交付を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第27条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 町長へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第25条第1項の規定に基づく措置をとらなかったとき

- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
  - (4) 前条の規定による管理義務を怠ったとき
  - (5) その他町長が不相当と認めたとき
- 2 前項により補助金交付の決定を取り消すときは、共通様式第2号により通知するものとする。
- 3 第1項により補助金の返還を命ずるときは、共通様式第3号により行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 補助金交付申請書類一覧（第19条関係）

<p>子育て世帯 (持ち家型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票謄本（続柄が記載されたもの）又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）</li> <li>・納税証明書（居住者全員）</li> <li>・工事請負契約書又は請書の写し</li> <li>・工事内訳明細書の写し</li> <li>・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真</li> <li>・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面</li> <li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>子育て世帯 (空き家購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票謄本（続柄が記載されたもの）又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）</li> <li>・納税証明書（居住者全員）</li> <li>・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）</li> <li>・購入した空き家の売買契約書の写し</li> <li>・空き家の証明書（リフォーム様式4号）</li> <li>・工事請負契約書又は請書の写し</li> <li>・工事内訳明細書の写し</li> <li>・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真</li> <li>・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面</li> <li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>移住・定住世帯 (空き家購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票謄本（続柄が記載されたもの）又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）</li> <li>・納税証明書（居住者全員）</li> <li>・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）</li> <li>・購入した空き家の売買契約書の写し</li> <li>・空き家の証明書（リフォーム様式4号）</li> <li>・工事請負契約書又は請書の写し</li> <li>・工事内訳明細書の写し</li> <li>・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真</li> <li>・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面</li><li>・その他町長が必要と認める書類</li></ul>
--	---

別表2 完了実績報告書書類一覧（第22条関係）

<p>子育て世帯 (持ち家型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真</li> <li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し</li> <li>・工事内容の変更により、第22条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真</li> <li>・工事に要した費用に係る領収書の写し</li> <li>・補助金交付請求書（共通様式第4号）</li> <li>・住宅をリフォーム等工事後に転居する場合は転居後の住民票謄本</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>子育て世帯 (空き家購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真</li> <li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し</li> <li>・工事内容の変更により、第22条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真</li> <li>・工事に要した費用に係る領収書の写し</li> <li>・補助金交付請求書（共通様式第4号）</li> <li>・転居後の住民票謄本</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>移住・定住世帯 (空き家購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真</li> <li>・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し</li> <li>・工事内容の変更により、第22条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真</li> <li>・工事に要した費用に係る領収書の写し</li> <li>・補助金交付請求書（共通様式第4号）</li> <li>・転居後の住民票謄本</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>